

証明予定事実記載書

令和2年5月18日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行

被告法人大川原化工機株式会社、被告人大川原正明、同相嶋静夫、同島田順司
に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき、検察官が証拠により証
明しようとする事実は、下記のとおりである。

記

第1 犯行に至る経緯等

主な証拠

- 1 被告法人大川原化工機会社（以下「被告会社」という。）は、昭和55年に噴霧乾燥機の製造・販売等を主事業として設立され、昭和62年、被告人大川原正明（以下「被告人大川原」という。）が代表取締役役に就任し、被告会社の業務全般を統括していた。

乙1, 3, 4,
10, 11, 1
6~18, 2
8, 33

被告人相嶋静夫（以下「被告人相嶋」という。）は、昭和60年頃、被告会社に入社し、平成19年専務取締役経営企画室長となり、平成26年に取締役を退任し顧問となったが、社長特命室（経営企画室から改称）で、被告人大川原の業務を補佐していた。

被告人島田順司（以下「被告人島田」という。）は、昭和61年、被告会社に入社し、平成14年取締役役に就任し、平成24年から、社長特命室で海外営業開拓に関する業務等に従事していた。

- 2 平成22年12月、化学・生物兵器の開発・製造に使用し得る製造設備等の輸出規制に関する国際会議であるオーストラリア・グループ（以下「AG」という。）において、噴霧乾燥機の輸出

甲28, 29

規制の追加について議論が開始され、経済産業省は、その規制の必要性判断のため、平成23年2月、[REDACTED]
[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）の技術専門者ワーキンググループ委員を兼務する安全保障貿易管理調査員[REDACTED]らによる調査を開始した。

3 システック及び経済産業省は、噴霧乾燥器の国内リーディングカンパニーであった被告会社からヒアリングを行うことにし、同年4月20日頃、システックの会議室で行われたヒアリングの席で、経済産業省担当者[REDACTED]らが、安全保障貿易管理制度の概要及び噴霧乾燥器が規制対象になりそうである旨を説明し、被告人島田らは、噴霧乾燥器について説明をした。 甲28, 29
乙19, 20

4 同年6月、新地は、AG総会に出席したが、各国の意見がまとまらず、議論は持ち越しとなった。 甲28

5 [REDACTED]らは、噴霧乾燥器の規制条件を確認するため、平成24年1月24日、被告会社を訪れ、被告人島田らからヒアリングを行った。その際、新地らは、AGにおいて、規制される噴霧乾燥器の条件について、 甲28
乙18

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下

ロ 10マイクロメートル以下の微粒子サイズの製品を製造できる能力があること

ハ 定置した状態で滅菌又は殺菌ができるもの

という内容が提示されていたことから、対象となる機器を特定できるのか、規制に対する民間企業としての意見はどのようなものかを確認するための質問をしたが、被告人島田は、「スプレードライヤ（噴霧乾燥器を指す）中での滅菌、殺菌の概念はない」、「入り口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる」などと回答した。

6 新地は、同年2月14日から16日に開催されたAG中間会合において、被告会社でのヒアリング等を踏まえ、「定置した状態で滅菌又は殺菌ができるもの」は、凍結乾燥器と同様に蒸気滅菌に限定すべきとの提案をしたが、他のAG参加国は全て元の規制 甲28

- 案に合意し、本邦の提案は受け入れられなかった。
- 7 前記AG中間会合の結果を受けて、新地らは、同月23日、シ
 ステックにおいて、被告会社のヒアリングを行い、定置した状態
 で滅菌又は殺菌できるものという条件は、蒸気滅菌に限定すべき
 であるとの本邦の提案は他国の賛同が得られず、このまま規制案
 が合意になる見込みである旨説明したところ、出席していた被告
 人相嶋は、「このままでは輸出できなくなるじゃないか」などと
 激高し、また、「殺菌できるものでは菌が残っている状態もある
 ので、生物兵器製造装置としては適さず、他の製造装置で規定さ
 れている考え方と同じく蒸気滅菌にするべき」などと発言し、被
 告人島田も被告人相嶋と同様の意見を述べた。
- 8 その後、■■■■は、被告会社のヒアリングを踏まえ、他のAG参
 加国に個別の質問メールを送って回答を得た上、被告人島田にメ
 ール又は電話で、「滅菌、殺菌方法については、蒸気滅菌を含む
 全ての滅菌、殺菌方法とする」「乾燥滅菌でもある程度滅菌がで
 きるということなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず、包括
 的な文言にせざるを得ない」旨を伝えた。
- 9 同年4月11日、AGにおいて、同年2月の中間会合で示され
 た規制案がそのまま正式に合意され、■■■■は、その旨を被告人島
 田らにメールで伝えた。
- 10 その後、経済産業省では、前記合意に基づき、国内法の改正
 を進めた。
- 11 被告人島田は、同年12月、新地とメールをやりとりし、A
 G合意の規制文の「capable of drying toxins or pathogenic microorga
 nisms」の表現を邦訳に反映させ、規制対象となる噴霧乾燥器に
 ついて、「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を
 持つ噴霧乾燥器」と特定するよう求めた。
- 12 経済産業省担当者■■■■■■■■■■らは、平成25年8月19日、経
 済産業省において、パブリックコメントに関し、被告会社のヒア
 リングを行ったが、その際、被告人大川原、同島田らは、AG規
 制文（英文）と邦訳（省令部分イロハ）を比較すると、英文によ
 り定義される範囲と、邦訳で定義される範囲に相違があり、不整

甲28, 29

乙12, 19,

20

甲28, 29

乙12, 21

甲28

乙21, 22

甲1, 2, 28

甲28

乙7, 23

甲30, 31

乙24~26

合が生じているなどと意見を述べ、翌20日、被告会社は、パブリックコメントに同趣旨の意見を提出した。また、被告会社の関連会社である[]の常務取締役[]は、被告人大川原の依頼を受けて、前記ヒアリングに同席するとともに、同月22日、パブリックコメントに、解釈案に「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」という文言を加えるべきなどとする意見を提出した。

- 13 しかしながら、被告会社らの主張は通らず、同年10月15日、改正法が施行され、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）2条の2第2項5の2において、

噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートルの製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるものと定められた（以下「貨物等省令3要件」という）。

- 14 被告会社では、噴霧乾燥器の輸出規制について、被告人島田が、実務担当者として経済産業省等との折衝を行い、被告人大川原、同相嶋に報告、相談しながら対応していたが、同年9月下旬頃、被告人3名において対応を検討した際、被告人らは、被告会社の主張が反映されなかった改正法の規定によれば、被告会社の噴霧乾燥器が輸出規制の対象となることを認識していたものの、被告人大川原が、被告会社の噴霧乾燥器は貨物等省令3要件には該当しないと言いつのって、輸出をし続けることとし、遅くとも同年10月頃には、被告人3名において、同方針によることを合意した。

- 15 前記改正法施行後、被告会社は、前記方針に従い、自社噴霧乾燥器は貨物等省令3要件を満たさないとして、経済産業大臣の

許可を得ることなく、噴霧乾燥器の輸出を継続した。

第2 犯行状況等

公訴事実記載のとおりである。

第3 その他情状等

乙2, 8, 1
4, 29, 30
甲3~27, 3
1, 36
乙9, 14, 1
5, 31
乙1, 10, 1
6, 33~36

以 上